

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松浦市は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

松浦市長

## 公表日

令和5年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務
②事務の概要	電力・ガスを含むエネルギー・食料品等の物価高騰により、生活への影響が大きい住民税非課税世帯に対して、経済的負担の軽減を目的として、1世帯あたり3万円を支給する。 また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下、「番号法」という。）の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。 ①令和5年1月2日以降に松浦市に転入した者について、支給要件の確認に必要な税情報等の各種情報の照会 ②対象者住所の照会
③システムの名称	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 101の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条（「特定公的給付」に指定）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号、別表第二 121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める命令（平成26年12月12日令第7号） 第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉事務所福祉総務係
②所属長の役職名	福祉事務所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松浦市総務課行政係 〒859-4598 TEL0956-72-1111 長崎県松浦市志佐町里免365番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松浦市福祉事務所 〒859-4598 TEL0956-72-1111 長崎県松浦市志佐町里免365番地

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	【表紙】 評価書名	住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業の実施に関する事務 基礎項目評価書	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の実施に関する事務 基礎項目評価書	事後	名称の変更による評価書名称の変更
令和4年12月28日	【表紙】 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	松浦市は、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業の実施に関する事務において特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼし得ることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	松浦市は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	名称の変更
令和4年12月28日	【I 関連情報】 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事業の名称	住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業の実施に関する事務	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務	事後	名称の変更
令和4年12月28日	【I 関連情報】 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付府経連第423号通知)に基づき、公的給付を行う。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、「番号法」という。)の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。 ・給付金の支給要件の確認事務	【電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給業務】 「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について(令和4年9月26日付府経連第394号通知)」に基づき、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金業務に関する事務を行う。 また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下、「番号法」という。)の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。 ①令和4年1月2日以降に松浦市に転入した者について、支給要件の確認に必要な税情報等の各種情報の照会 ②対象者住所の照会	事後	名称の変更による事務概要の変更
令和4年12月28日	【I 関連情報】 2. 特定個人情報ファイル名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金情報ファイル 宛名情報ファイル	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金関連情報ファイル	事後	名称変更による特定個人情報ファイル名の変更
令和4年12月28日	【I 関連情報】 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号、別表第二(別表第二における情報照会の根拠) :121の項 (別表第二における情報提供の根拠) :なし(住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業の実施に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	・番号法第19条第8号、別表第二(別表第二における情報照会の根拠) :121の項 (別表第二における情報提供の根拠) :なし(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の実施に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	事後	名称変更による法令上の根拠の変更
令和4年12月28日	【II しいき値判断項目】 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2月18日	9月30日	事後	しいき値判断の再実行による変更
令和4年12月28日	【II しいき値判断項目】 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2月18日	9月30日	事後	しいき値判断の再実行による変更
令和5年9月1日	【I 関連情報】 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事業の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務	事後	名称変更による特定個人情報ファイル名の変更
令和5年9月1日	【I 関連情報】 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	【電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給業務】 「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について(令和4年9月26日付府経連第394号通知)」に基づき、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金業務に関する事務を行う。 また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下、「番号法」という。)の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。 ①令和4年1月2日以降に松浦市に転入した者について、支給要件の確認に必要な税情報等の各種情報の照会 ②対象者住所の照会	電力・ガスを含むエネルギー・食料品等の物価高騰により、生活への影響が大きい住民税非課税世帯に対して、経済的負担の軽減を目的として、「世帯あたり18万円を支給する。 また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下、「番号法」という。)の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。 ①令和5年1月2日以降に松浦市に転入した者について、支給要件の確認に必要な税情報等の各種情報の照会 ②対象者住所の照会	事後	名称変更による事務概要の変更
令和5年9月1日	【I 関連情報】 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①システムの名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金システム 統合宛名システム 中間サーバー	事後	名称変更による特定個人情報ファイル名の変更
令和5年9月1日	【I 関連情報】 2. 特定個人情報ファイル名	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金関連情報ファイル	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金関連情報ファイル	事後	名称変更による特定個人情報ファイル名の変更
令和5年9月1日	【I 関連情報】 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 100の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条(「特定公的給付」に指定)	番号法第9条第1項、別表第一 101の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条(「特定公的給付」に指定)	事後	法令根拠の見直し
令和5年9月1日	【I 関連情報】 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号、別表第二(別表第二における情報照会の根拠) :121の項 (別表第二における情報提供の根拠) :なし(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の実施に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	・番号法第19条第8号、別表第二 121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める命令(平成26年12月12日令第7号)第59条の4	事後	名称事務変更による法令上の根拠修正
令和5年9月1日	【II しいき値判断項目】 1. 対象人数 いつの時点の計数か 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年9月30日時点	令和5年6月1日時点	事後	しいき値判断の再実行による変更
令和5年9月1日	【IV リスク対策】 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ] 接続しない(入手)	[ ○ ] 接続しない(入手) 十分である	事後	名称事務変更による接続状況の変更